

令和7年江南市教育委員会3月臨時会会議録

開催年月日 令和7年3月18日(火)

場 所 江南市防災センター 災害対策本部会議室

出席委員	教 育 長	村 良 弘
	教育長職務代理者	藤 田 佐知子
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全

説明のため出席した職員

教育部長	松 本 朋 彦
教育課管理指導主事(統括幹)	長 岡 晃 臣
教育課指導主事	伊 藤 考 行
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	中 村 雄 一

事務局職員	教育課主任	平 田 千 明
-------	-------	---------

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	議案
	第10号 江南市地域クラブ活動実施要綱の制定について
日程第3	協議題
	江南市いじめ防止基本方針の改訂について

---

午前9時30分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会3月臨時会を開会いたします。

---

△日程第1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、山田茂美さん、岩田正武さんを指名いたします。

---

△日程第2 議案第10号 江南市地域クラブ活動実施要綱の制定について

○教育長 日程第2、議案に入ります。議案第10号、江南市地域クラブ活動実施要綱の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○スポーツ推進課長 議案第10号でございますが、部活動の地域展開等事業の一環として、地域クラブ活動について、恒久的な方針を定めようと、要綱の案を上程しておりましたが、令和7年度の試行実施の状況について、もう少し確認することといたしました。大変申しわけございませんが、今回の議案につきましては、取り下げをするものでございます。

○教育長 スポーツ推進課長の方から、取り下げの申し出がありました。要綱につきましては、今後、新たな要綱案の作成後に改めてご協議いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

---

△日程第3 協議題 江南市いじめ防止基本方針の改訂について

○教育長 日程第3、協議題に入ります。協議題、江南市いじめ防止基本方針の改訂についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育課指導主事、資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○岩田委員 改訂内容の説明がありました。なぜ変更したのか、理由についての説明がありませんでした。説明をお願いいたします。

○教育課指導主事 令和6年の8月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂に伴い、児童生徒・保護者から申し立てがあった場合については、疑いの状態であっても、いじめ重大事態として捉えることになっておりますので、その部分が一番大きな改訂になっております。また、第三者性を確保するため、教育委員会が主体として調査を行う場合には、教育委員会の職員のほか、必要に応じて弁護士等の専門家が第三者的な立場で参画することとしました。条例に基づく、江南市いじめ専門委員会につきましては、委員は教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識を有する者のうちから委嘱して、調査を行うこととなります。

○教育長 調査目的や調査の進め方について、児童生徒の保護者に対して、きちんと説明をして、情報提供をしなければならないことも、新たに加えられていますが、これについてもガイドラインの中で示されているということですね。

○管理指導主事 そのとおりです。

○山田委員 フロー図について、調査方法として3つのパターンがありますが、

江南市いじめ防止基本方針の本文とのリンクを表現した方が良いのではないのでしょうか。フロー図の内容が、基本方針本文の何処の部分を示すのか、明確にできないのでしょうか。

○管理指導主事 フロー図の「調査主体の決定」の下の3つのパターンについて、江南市いじめ防止基本方針の本文とのリンクを表現するように検討いたします。

○山田委員 資料9ページの「学校及び市・教育委員会の対応」の①に「児童生徒・保護者から申し立てがあった場合は、学校および教育委員会は重大事態が発生したものであるとして報告・調査にあたる」とありますが、児童生徒・保護者からの伝達手段としては、先生に直接話す場合やアンケートなどに書かれている場合などがありますが、全ての伝達手段に対して対応するのでしょうか。

○管理指導主事 いじめ重大事態として捉えていくものとしては、基本的に児童生徒が教育相談等で、先生に話をしただけでは判断できないと考えます。いじめ重大事態の申し立ての様式を、子供だけではなく、保護者にもご協力いただいて、学校に提出していただくようお願いをしています。申し立てを受けて学校のいじめ対策組織でいじめ重大事態の判断をします。そして、いじめ重大事態であれば、学校が教育委員会に発生報告を提出する手順で考えています。基本的には児童生徒の相談を先生たちが受けて、子どもたちを交えて、或いは保護者の方にご連絡をとりながら解決していけるのが一番いい形だと思いますが、それでは指導が足りないものや、しっかりとした調査が必要であると判断したものがいじめ重大事態として報告されると考えております。

○山田委員 正式な書類の提出をもって対応するということですね。

○管理指導主事 そのとおりです。書類の中で具体的に何を調査するのかなどを明確化するためです。

○山田委員 資料10ページの⑦に「これらの」という文言が2回使われておりますが、要綱や基準等で一般的に使われる表現なののでしょうか。

○教育長 「これらの」は、⑥の調査を指すものと思われるが、⑤の学校の調査も含まれるのでしょうか。

○管理指導主事 ⑤につきましても「これらの」に含まれます。

○教育長 「上記⑤⑥」などの表現に改める方が明確になるとは思いますがいかがでしょうか。

○管理指導主事 修正を検討いたします。

○教育長 今回、市のいじめ防止基本方針が改訂されますが、これを受けて各学校で作成されているいじめの方針も変更されるのでしょうか。

○管理指導主事 変更されるものと考えております。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

○教育長　　以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会 3 月臨時会を閉会いたします。

午前 10 時 25 分　閉　会